

特定非営利活動法人
日本助産評価機構

JIME



平成20年度 助産専門職大学院認証評価 評価報告書

はじめに

特定非営利活動法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。助産専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣に申請し、2008（平成20）年4月8日付けで認証されました。

助産専門職大学院は、助産に関する深い学識および卓越した能力を養うことを目的とした助産の高度専門職業人の養成を行う教育課程です。すなわち、助産技術の実践、教授・学習理論を踏まえた教育指導、および、他職種との協働を含む管理的な能力やリーダーシップを身につけた助産実践者の教育を行います。さらに、時代の変化に応じて、女性と家族の健康ならびに幸福に資するために助産実践を向上させ、教育の変革を推進できる自己開発能力を有する人材を育成します。

本機構は、助産専門職大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の助産専門職大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産専門職大学院の個性的で多様な発展に資することにあります。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」）を設けております。ここには専門職大学院の設置基準に加えて、本機構が専門職大学院における助産教育に必要なかつ有益と考える基準も含まれています。従って、助産専門職大学院自らの設置基準を充足することにとどまらず、更なる教育活動の質的向上に向けて発展して行くことを目指しています。

さらに、本機構の評価結果を公表することにより、より一層、社会のニーズに沿った助産専門職の育成を実現できるように、助産専門職大学院の教育の改善や質の向上に資する方向を示すことができると考えています。

ただし、本評価基準やそれに基づく評価が、助産教育の向上という本来の設置目的の達成の妨げにならないよう、常に注意を払っています。本評価基準の解釈や適用にあたっては、助産専門職大学院の教育活動の向上に向けた自由な発想や自律性をそぐことなく、教育活動の改善に向けて、行く手を照らす役割を果たすものとなるように、よりよく活用されることを望んでいます。

最後になりましたが、2008（平成20）年度の評価事業にご協力を賜りました評価委員の皆様はじめ関係各位に、この場をお借りして、心より御礼申し上げます。

平成21年3月27日
特定非営利活動法人 日本助産評価機構
理事長 恵美須 文枝

目 次

はじめに

I	助産専門職大学院認証評価の概要	1
II	日本助産評価機構組織体制	6
III	天使大学大学院に対する認証評価結果	8
	天使大学大学院に対する評価の経過と結果の構成	8
	1. 認証評価結果	10
	2. 総評	10
	3. 助産専門職大学院の各評価基準における評価結果	17
	第1章 教育の理念・目的	17
	第2章 教育課程	20
	第3章 入学者選抜	34
	第4章 学生への支援体制	38
	第5章 教員組織	40
	第6章 施設、設備および図書館等	45
	第7章 管理運営等	48
	第8章 点検・評価	50
	第9章 情報の公開・説明責任	53
	天使大学大学院に対する認証評価スケジュール	54
	天使大学提出資料一覧	55

資料

資料1	平成20年度専門職大学院評価関連委員会等名簿	
	平成20年度 理事会名簿	56
	平成20年度 評議会名簿	57
	平成20年度 評価委員会名簿	58
	平成20年度 評価チーム名簿	59
資料2	助産専門職大学院評価基準	60

I 助産専門職大学院認証評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に助産実践及び教育の第三者評価に関する事業を行うことで、助産実践及び教育の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人である。

一方、前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行っており、その結果、様々な教育課程に適応できる多元的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っていた。そうした中、2004（平成16）年に、高度な助産専門職業人を教育する助産専門職大学院が天使大学に開設され、学校教育法第69条の4の規定に基づく専門職大学院認証評価機関の成立が急がれた。そこで本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付けで認証された。

2 認証評価の目的

本機構は、助産専門職大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施する。その目的は、日本の助産専門職大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産専門職大学院の個性的で多様な発展に資することにある。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」）に基づき、次のことを実施する。

- 1) 助産専門職大学院の教育活動等の質の保証と向上を図るため、助産専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を行う。
- 2) 当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する大学関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該助産専門職大学院にフィードバックする。
- 3) 助産専門職大学院における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担う。

3 認証評価の特徴

本機構が実施する助産専門職大学院認証評価には、以下のような特徴がある。

- 1) 本機構が行う専門職大学院の認証評価は、助産専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行う。
- 2) 本機構の定める「助産専門職大学院評価基準」は、9章47の「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の44の「解釈指針」で構成され、助産専門職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定している。
- 3) 評価方法については、専門職大学院による、本機構の定める「助産専門職大学院評価基準」に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査により実施する。
- 4) 評価結果については、助産専門職大学院評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断する。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければならない。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求める。

4 認証評価手数料

助産専門職大学院認証評価手数料は、下記のとおりである。

<評価手数料 3,500,000円（消費税込）>

また、本機構は、評価に関して評価対象専門職大学院の負担する評価手数料の詳細について、別に「助産専門職大学院認証評価手数料に関する規定」（規定参照）に定める。

5 認証評価のプロセス

本機構の認証評価は、助産専門職大学院の開校の日から5年間以内に評価を受け、その評価の時期以後、5年以内ごとに評価を受けるものとし、概ね「助産専門職大学院認証評価スケジュール」記載のスケジュールに準じて行う。

1) 評価対象専門職大学院による自己点検評価報告書の作成

本機構の認証評価を受けようとする助産専門職大学院は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出する。

2) 書面審査

評価チームは、自己点検評価報告書进行分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）

にまとめ、評価対象専門職大学院への質問事項と共に送付し、対象専門職大学院はそれに対する見解や質問事項への回答を機構に提出する。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書(案2)を作成する。

4) 評価委員会による評価報告書(原案)の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書(案2)、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行い、これに基づき評価報告書(原案)を作成し、評価対象専門職大学院に送付して意見を求める。意見の申立があれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させる。

5) 認証評価結果の評価対象助産専門職大学院への通知

認証評価結果は、評価対象専門職大学院から評価報告書(原案)について異議の申立がなかったとき、もしくは、異議の申立がなされた場合、それに関する本機構が別途定める手続が終了したとき、認証評価評議会により確定する。確定した評価報告書は、評価対象専門職大学院に送付すると共に、文部科学大臣への報告及び社会に対して公表する。

6) 評価結果に対する助産専門職大学院の対応(改善報告書の作成)

評価対象専門職大学院は、「評価報告書」に「改善勧告」及び「改善を要する点」が付されていた場合は、指定された期日までに「改善勧告」及び「改善を要する点」についての「改善報告書」を機構に提出しなければならない。また、評価対象助産専門職大学院は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じる。

7) 年次報告書

評価対象専門職大学院は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構が指定した事項についての年次報告書を機構に提出しなければならない。

6 認証評価における評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

- ①評価基準は、学校教育法第 69 条の 3 第 4 項に規定する大学評価基準として策定された。
- ②評価基準は、社団法人日本助産師会の「助産師の声明」に定める助産師の理念に基づき、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産専門職の教育活動等を評価するために策定された。
- ③この評価基準は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）等を踏まえて、本機構が助産専門職大学院の教育活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、助産専門職大学院に必要と考える要件および評価対象専門職大学院の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めた。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の 2 つに分類される。

- ①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

- ②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものであり、その内容により、次の 3 つに分類される。

- ①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

- ②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」等

- ③助産専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、「長所」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」等

4) 適格認定

- ①適格認定は、本機構が評価の結果、助産専門職大学院が、評価基準に適合していると認められた場合に与えられる。
- ②評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされてい

ければならない。

③各基準を満たすためには、上記3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていないなければならない。

7 認定証及び認定マーク

認証評価の結果、本機構の助産専門職大学院評価基準に適合していると認定された大学院には認定証が交付される。認定機関が明記された認定マークも発行される。この認定マークを助産専門職大学院案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して助産専門職大学院の質を保証していることの象徴となることを目指している。

Ⅱ 日本助産評価機構組織体制

本機構の認証評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する対象大学院からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されている。

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名（助産教育に従事する大学院教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成され、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する評価対象からの異議の採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行う。

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（大学及び大学院助産分野の専任教員4名程度、実務に従事する助産師3名程度、一般有識者3名程度を原則とする）および若干名の幹事により構成され、評価報告書（原案）を作成するほか、認証評価事業の実施に関する事項を決定する。

評価チームは、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原則として、3名とし、1名は大学院助産分野の専任教員とし、2名は助産師であって大学院で助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者であり、その内1名は主査とし、1名を副査とする。評価チームは、評価対象専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめ、評価対象専門職大学院に質問事項とともに送付し、その後、現地調査を実施し、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出する。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は大学院助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は本機構の副理事長および監事とする。異議審査委員会は、評価報告書（原案）に対し、評価対象から出された異議の申立がなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出する。

事務局は、評価委員会が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理する。

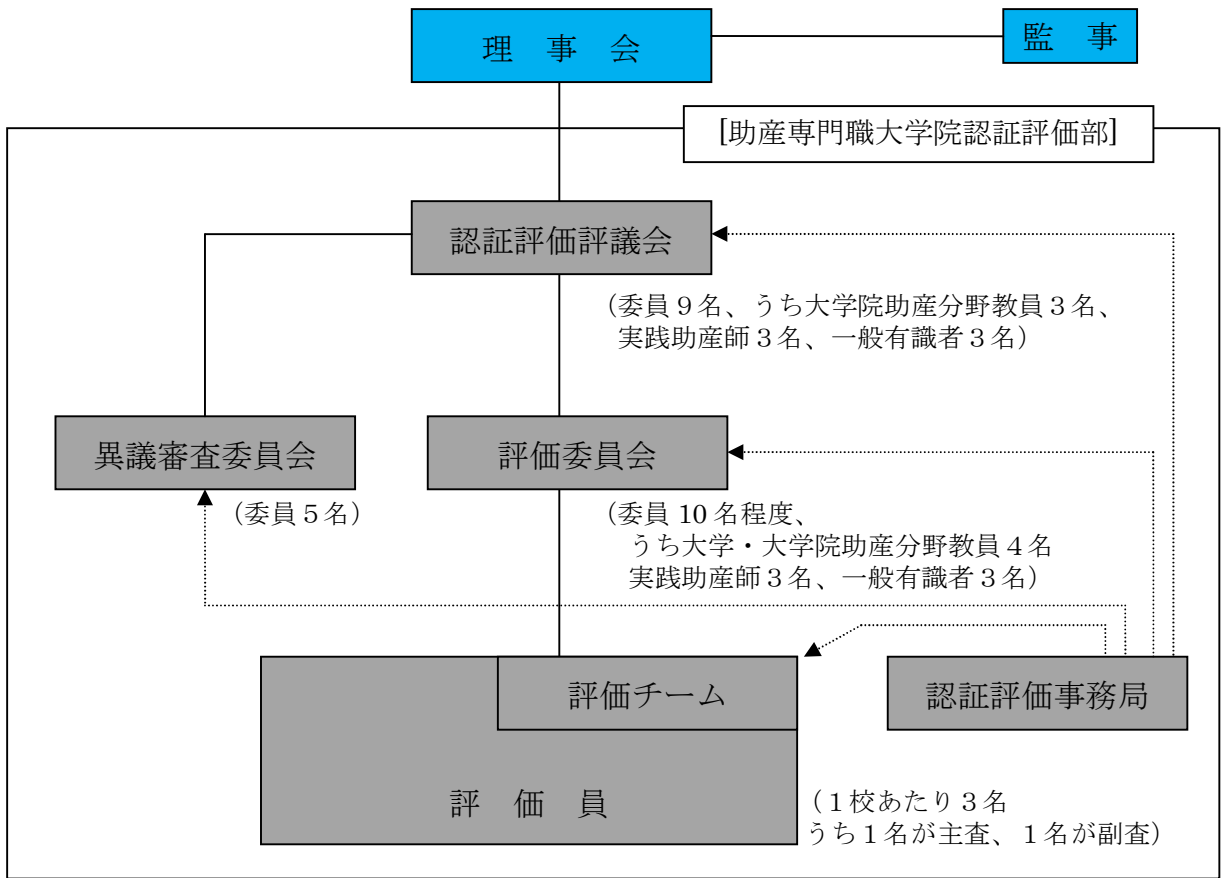


図 1 認証評価のための組織体制図

Ⅲ 天使大学大学院に対する認証評価結果

天使大学大学院に対する評価の経過と結果の構成

貴大学より 2008 年（平成 20）年 4 月 15 日付け文書にて、2008（平成 20）年度の助産専門職大学院認証について申請された件につき、日本助産評価機構認証評価評議会において慎重に評価した結果を報告します。

本機構では、貴大学専門職大学院の自己点検・評価を前提として、書面調査と現地調査等に基づき、貴大学院の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成しました。提出された資料等についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努めました。評価者は、大学および大学院助産分野の教育経験者、助産実務に従事する実践者を中心に構成し、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全をつくして評価に臨みました。

その上で、本機構が定める「助産専門職大学院評価基準」について、貴大学院から提出された資料や現地調査を基に、評価基準に適合しているかどうかを判定し、慎重に評価を行いました。

（1）評価の経過

まず書面調査の段階では、評価チームの主査および各委員が、47 評価基準に沿って評価を行いました。その上で主査が評価所見（案）を作成し、各委員からの修正や意見を求めました。その後、主査・副査および各委員が参集して、8 月から 9 月中旬にかけて「調査報告書（案 1）」を作成しました。その後、「調査報告書（案 1）」および現地調査の際の質問事項を貴大学院に送付し、それとともに 10 月 20 日、21 日に現地調査を行いました。

現地調査では、書面調査による疑問等について聴取するとともに、貴大学院の特色ある施設環境・教育活動の状況を確認するため、貴大学院の教育側の責任者や自己点検・評価の責任者との面談、学生面談、授業参観、施設・設備の視察、関連資料の閲覧などを実施し、これらに基づいて主査・副査および各委員により分担して素案を作成し、その後参集して、合議により「調査報告書（案 2）」を作成しました。

完成した「調査報告書（案 2）」をもとに、評価委員会（大学・大学院助産分野の教員、実践に従事する助産師、研究者および受益者グループ代表）での審議を経て、11 月 29 日「評価報告書（原案）」を完成しました。それを貴大学院へ送付し、疑問点や事実誤認がないかどうかを確認しました。貴大学院から提示された意見を参考に、「評価報告書（原案）」は修正され、それをもとに認証評価評議会（平成 21 年 1 月 19 日）および本機構理事会（平成 21 年 3 月 7 日）の議を経て承認を得て、「天使大学助産専門職大学院に対する認証評価結果」が確定しました。

この「評価結果」は、貴大学院助産研究科に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告いたします。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示すと、別紙「天使大学大学院に対する認証評価のスケジュール」のとおりです。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学院に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 認証評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 助産専門職大学院の各評価基準における評価結果」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」には、貴大学院が、「助産専門職大学院評価基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学院の理念・目的ならびに教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、貴大学院の優れた点および改善を要する点を評価基準の章ごとに記しています。

「Ⅲ 助産専門職大学院の各評価基準における評価結果」は、「助産専門職大学院評価基準」の47の評価基準それぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」および「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記しています。

「評価結果」は、適合しているか否かを記しています。

「長所」は、助産専門職大学院評価基準を満たし、他の大学院の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低限必要な水準には到達しているが、より一層改善努力を促すために提示するものです。

<添付資料>

天使大学大学院に対する認証評価スケジュール

天使大学提出資料一覧

1. 認証評価結果

天使大学大学院助産研究科助産専攻は、特定非営利活動法人日本助産評価機構が定める助産専門職大学院評価基準に適合していると認定する。

2. 総評

第1章 教育の理念・目的

「愛をとおして真理へ」の建学の精神を根幹においた専門職助産師の育成を理念にして、教育目的・教育目標を学則並びに履修要項に明示し、助産学の理論や実践の学習を通して人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性と卓越した知識と技術をあわせもつ高度な助産専門職業人の育成を掲げている。

高度な助産実践に相応しいカリキュラムが編成され、思考力を高め学識を深められるよう順序立てた授業科目や、国際性や地域貢献を意図した科目が配置されている。少人数制やゼミ形式など、学習者の学習活動を鼓舞し専門性と自立性を促している。

教育成果では、本課程修了後に全員が助産師資格を得て助産師として就業している。さらに、助産所開設者が1人、助産所への就職予定者が1人と目的にかなった成果をあげている。

第2章 教育課程

教育課程は、高度の専門能力を修得するために、授業科目が体系的に配置されている。理論と実践の架橋を図るために、基礎的な科目から独立助産を目指した理論と実践が交互に組み入れられ、系統的に構成されている。

とくに、高度な専門職業人が備えるべき高い倫理観の育成に向け、実習要項には助産師の倫理綱領が明文化され、助産実践の場で職業倫理を遂行できる上級実践レベルの教育体制を整えている。

授業の内容・方法、履修要件等についてシラバスを通じて明示され、理論と実践の統合を図るため、モジュールをもとに科目毎の学習ガイドも整えられている。教育方法は、少人数教育のセミナー、事例を用いた検討会等で思考力の強化を促し、学生の主体的学習を促し、臨床現場のリアリティを想起できるよう視聴覚教材を活用し理論と実践の統合を図る授業方法が行われている。

助産実習科目の履修は、実習要項に目的および行動目標、実習方法等を定め、具体的な実習展開が明示されている。実習要項はあらかじめ教員、学生、実習施設に配布され、その内容や方法が周知されている。実習施設は、実習科目の目的に合致した医療・助産活動を行っている施設を確保している。実習指導体制では、段階を踏んで実践能力を強化できるよう基礎的実習から、自立した助産実習へと続き順序性のある実習体制をひい

て、適切な臨床指導者を配置し、実習指導者会議やFD研修等を通じて大学との情報交換が行われている。

実習要項においては、ケア経験の目標値は、1年次に妊娠期25例、分娩介助10例、産褥・新生児期の母子ケア10例、家庭訪問3例、2年次に妊娠期10例以上、分娩介助3例以上、産褥・新生児3例以上、継続事例3例以上と示されている。学生の実際の経験例数は2年間で、妊娠期平均90例以上、分娩介助件数は平均17例、産褥・新生児期の母子は平均24組以上、継続事例6例となっている。高度な助産実践を行なうために必要な実習目標ならびに目標を達成するための実習内容および方法が具体的に示されている。

しかし、分娩介助例数の目標値については、助産師国家試験受験資格に必要な分娩介助10例程度に加え、新人研修でさらに10例を重ねることを分娩介助「独り立ち」の目安（平成16年度厚生労働省医療関係者養成確保対策等補助金 看護職員確保対策特別事業-新人助産師研修の充実に向けた研修体制の検討に関する報告書）にしているとの報告もある。したがって、貴大学院が目指している豊かな人間性と卓越した知識と技術とを合わせ持つ高度な専門職業人としての助産師の育成については、これらの報告も参考にして、助産師免許未取得者に対する実習の内容と方法についてより丁寧できめ細やかな教育が望ましい。

学生が自己学習の時間を確保できるように、授業時間割の配慮がなされている。授業時間外における学修の充実を図るため、図書館分館をはじめとする自習室の設置、自己学習時間の確保が講じられている。

講義科目の成績は試験、出席状況、学習態度の結果で総合的に判定することがシラバスを通じて学生に周知されている。実習科目の評価は、実習評価項目、実習記録、出席状況を含む学習態度の結果で総合的に判定している。

教育内容および方法の改善を図るために、科内会議や臨床指導者会議などの体制が整備されている。専門職大学院独自のFDを実施している他、全学的には教育に関する内容のFDも行われている。

学生および教員によって授業評価が実施され、各教員はその報告書をもとに改善に取り組んでいる。

第3章 入学者選抜

入学者選抜については、当該助産専門職大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、選抜の方法等について設定されており、大学案内やカレッジガイド、およびWEB等に明示されている。

入学者選抜は、多様な選抜試験を複数回にわたり実施して、多様な学生の確保に努めている。また、受験生の幅広い能力を把握するために、学科試験のほかに個人面接を行っており、受験生の能力を総合的に評価している。選抜試験の公平性、透明性に関しては、入試・広報委員会が設置され、適切な選抜方針・選抜基準および選抜手続きを明確

に規定し、公開している。しかし、入学者選抜において、不合格者からの求めに応じた情報開示システムが入試要項にあらかじめ明示されていないので、公平性・透明性の確保を前提とした入学者選抜に対する信頼をより一層確保するためにも、情報開示のシステムを構築することが望ましい。

入学者選抜に関する見直しは、入試判定基準、推薦書、入試科目等の検討、退学や休学者からのトレイバックを行っている。

収容定員に対する在籍者の割合については、過去3年間、欠員が続いている。中・長期展望に立った、安定した学生数確保につながるような対策の検討が急務であり、実態に即した定員の適正化を含めた抜本的な見直しを行うことが必要である。

第4章 学生への支援体制

本助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮している。また、入学から修了まで履修指導や学習相談の助言体制の整備や、実習場でプリセプター制がとられ個別性に応じた体制が整備されるなど、履修指導も丁寧に行われている。

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されており、修了後、助産師としての職種選択はほぼ100%で、就職率は100%となっている。

第5章 教員組織

教員組織は、基本理念に則り高度専門職業人を育成する教育目的の実現に向けて、教育上必要な教員数が確保され、高度の技術技能を有する実践指導を行える教員が配置されている。教員は教育上・実践上の実績を有する者で、その担当する専門分野に応じ、優れた知識および経験と高度な技術技能を有し、教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

大学教員は、その担当する分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められるものが専任教員として置かれている。理論と実践の架橋を重視する専門職大学院においては、教育水準の維持・向上を図るために、研究に裏づけられた教育を行う必要がある。したがって、実務家教員を除く専任教員には研究活動を行なうことが求められる。一部の専任教員は、研究業績が十分とはいえない。今後、助産実践や教育内容を改善する研究への取り組みにより、専門分野の能力向上を図り、教育水準を高めるための努力をすることが望ましい。

教員の採用と昇任に関しては、適切に評価・審議・決定するための規程が設けられるなど体制が整備されている。

第6章 施設、設備および図書館等

教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、本助産専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館分館、教員室、事務室その他の施設が備えられている。助産実習を行うにあたり必要な分娩介助器械・器具は、妊婦腹部触診モデル人形、新生児蘇生モデル、産道触診シミュレータ、会陰切開シミュレータ等も整備されており、助産実習を行うにあたり十分な実習器械・器具の整備がなされていると評価できる。また、技術の発展に対応した設備及び機器としての視聴覚機器、複写機、印刷機が配置されて整備されている。

図書館サービスに関しては、学生の学習および教員の教育研究のために祝日開館を実施し、開館日数を増加させている。助産学生が活用する図書館分館は平日 22 時まで開館し、実習期間中には 24 時間利用可能の体制を整えている。24 時間警備員を配置しセキュリティも配慮されている。

また、遠隔地の実習においても、各実習場に、図書及び資料検索用パソコンをはじめとする学習機器の貸し出しなど設備体制が整えられている。

第7章 管理運営等

助産専門職大学院の管理運営に関する規程は、研究科教授会規程、運営会議規程、校務分掌規程等により整備されている。運営に関する重要事項を審議する組織として研究科教授会が置かれている。また、大学全体の教育組織の改編および学部との共通の審議案件については、評議会で審議されている。さらに、教務委員会では、学生の教育活動が円滑に行われるように、履修要項や実習指導、最終試験等について検討されている。当該研究科は、教員全員が参加し、教育課程・方法等について意見交換を行う科内会議を定例開催している。ただし、実務家教員 5 名のうち 3 名は遠隔地に居住し、助産業務多忙のため、会議への出席率は低い。重要事項を審議する会議等においては、事前に資料の送付や案件の周知が行われているが、今後、WEB 会議等を用いるなど会議への直接参加を促進するシステムの開発が期待される。

研究科教授会、特別教授会、教務委員会、入試委員会、科内会議等において、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関し審議されている。教授会成立の構成員数、教員人事など議案による議決数を定めている。

第8章 点検・評価

助産研究科の自己点検及び評価を行なうにあたり、独自の組織として総務委員会が中心になり、専任教員全員が自己点検結果を評価している。2004 年および 2005 年度は年報としてまとめて、2007 年 12 月に公表し、実習病院等に配布している。この他、2000 年から 2004 年までの自己点検評価、2004 年から 2008 年 5 月までの過去 5 年分の自己点検評価を実施している。しかし、単年度ごとの年報作成が行なわれておらず、WEB 等での公

表が遅れていることは今後検討することが望ましい。自己点検および評価の内容に、部分的に統一されていない項目や、不十分な記載があることから、適切な項目の設定の見直しや、記述の徹底を図ることが望ましい。また、現時点で、恒常的に評価を受けるシステムがないことから、今後、大学の職員以外の第三者を加えた自己点検や評価の検証を受けるようシステムを整備することが望ましい。

第9章 情報の公開・説明責任

大学院の教育活動状況について、WEBや案内等を用いて、広く社会に向かって積極的に情報公開を行っている。学内にも、情報公開のための規程や体制が整備されている。

長所及び改善を要する点のまとめ

<長所>

1. 効果的な履修や授業時間外の学修を充実させるために、図書館を土・日を含め 22 時までの開館と、助産実習時には 24 時間開館して理論と実践の統合を図る体制が整備されている。(基準 2-2-2)
2. 実習施設に所属する臨床指導者は、各施設に助産師が 1 名ずつ配置されている。臨床指導者は、5 年以上の臨床経験を有し、分娩介助件数は 100 例以上の経験がある。独立助産実習に関しては、現役の開業助産所の所長である助産師が直接、指導に当たっている。(基準 2-3-3)
3. 実習施設は、基礎実習では北海道内外の病院において、平均年間分娩件数 500~600 件の 7 施設が選定されている。独立助産実習では、全国から実習の目的を達成するにふさわしい施設が選定され、確保されている。実習施設については、分娩件数や実習指導体制、学生数に応じて、毎年見直しが行われている。(基準 2-3-6)
4. 学生の就職率は 100%で、修了後の助産師の職種選択もほぼ 100%である。助産の専門家としての進路を選択している。(基準 4-2-3)
5. 図書館サービスに関しては、通常、開館時間を平日 22 時までとし、実習期間中には 24 時間利用可能な体制を整えている。さらに、24 時間警備員を配置し、セキュリティにも配慮されている。(基準 6-3-1)

<改善を要する点>

1. 分娩介助例数の目標値については、助産師国家試験受験資格に必要な分娩介助 10 例程度に加え、新人研修でさらに 10 例を重ねることを分娩介助「独り立ち」の目安(平成 16 年度厚生労働省医療関係者養成確保対策等補助金 看護職員確保対策特別事業-新人助産師研修の充実に向けた研修体制の検討に関する報告書)にしているとの報告もある。したがって、貴大学院が目指している豊かな人間性と卓越した知識と技術とを合わせ持つ高度な専門職業人としての助産師の育成については、これらの報告も参考にして、助産師免許未取得者に対する実習の内容と方法についてより丁寧できめ細やかな教育が望ましい。(基準 2-3-1)
2. 学生による授業評価を教育の改善につなげる仕組みのさらなる充実のために、学生による授業評価の結果を学生が閲覧できるようにすることも一案である。授業評価の集計結果等を学内 WEB 等により学生に情報公開し、授業改善について返答することが PDCA サイクルを活性化する点からも望ましい。(基準 2-4-4)

3. 入学者選抜において、不合格者からの求めに応じた情報開示システムが入試要項にあらかじめ明示されていないので、公平性・透明性の確保を前提とした入学者選抜に対する信頼をより一層確保するためにも、情報開示のシステムを構築することが望ましい。(基準3-1-1)
4. 過去3年間の在籍者数は収容定員に対して欠員が続いている。中・長期展望に立った、安定した学生数確保につながるような対策を検討することが急務である。実態に即した定員の適正化を含めた抜本的な見直しを行うことが必要である。(基準3-2-1)
5. 大学教員は、その担当する分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められるものが専任教員として置かれている。理論と実践の架橋を重視する専門職大学院においては、教育水準の維持・向上を図るために、研究に裏づけられた教育を行う必要がある。したがって、実務家教員を除く専任教員には研究活動を行なうことが求められる。一部の専任教員は、研究業績が十分とはいえない。今後、助産実践や教育内容を改善する研究への取り組みにより、専門分野の能力向上を図り、教育水準を高めるための努力をすることが望ましい。(基準5-1-2)
6. 実務家教員5名のうち3名は遠隔地に居住し、助産業務多忙のため、教授会への出席率は10%程度である。ただし、重要事項を審議する会議等(教育課程、教育方法、成績評価、入学者選抜および教員組織等に関する事項)においては、事前に資料の送付や案件の周知が行われている。今後、WEB会議等を用いるなど会議への直接参加を促進するシステムの開発が期待される。(基準7-2-2)
7. 単年度ごとの年報作成が行なわれておらず、WEB等での公表が遅れていることは今後検討することが望ましい。自己点検および評価の内容に、部分的に統一されていない項目や、不十分な記載があることから、適切な項目の設定の見直しや、記述の徹底を図ることが望ましい。(基準8-2-1)
8. 現時点で、恒常的に評価を受けるシステムがないことから、大学の職員以外の第三者を加えた自己点検や評価の検証を受けるようシステムを整備することが望ましい。(基準8-4-1)

3. 助産専門職大学院の各評価基準における評価結果

第1章 教育の理念・目的

1-1 助産専門職大学院の理念

基準1-1-1

助産専門職大学院においては、その理念を明確に定め、それを教育目的や教育目標として、教育課程に反映していること。

<根拠>

「愛をとおして真理へ」を建学の精神とし、キリスト教的人間観や価値観、世界観によって、専門職助産師を育成するという理念にもとづいた教育目的・教育目標を学則並びに履修要項に明文化されている。ユニークな資質を持つ専門職助産師の育成を図るため、専任教員は理念に基づき教育を展開している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準1-1-2

助産専門職大学院においては、その理念を学内に周知し、学外に公表していること。

<根拠>

学習者には入学時のオリエンテーション他、各種行事において、教職員には採用時に周知し、学外にはWEB他学報、パンフレットで公表している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

1-2 助産専門職大学院の教育目的

基準 1-2-1

助産専門職大学院においては、その教育目的を明確に定めていること。

<根拠>

教育目的は、履修要項に明文化されており、理念をもとに高度な助産専門職業人の育成を掲げている。

助産基礎分野は 8 つの教育目標（1. 女性に優しい自然出産を自律して医療機関や地域で実践するために、正常経過の診断およびケア、正常からの逸脱の判断およびケアができる能力の育成。2. 科学的根拠の明らかにされている手段を、ケアの質の向上に応用する力の育成。3. 助産管理ならびに助産師教育の仕組みの理解、助産チームおよび他職種との連携・調整能力の育成。4. 子育て支援について助産師の役割を明確化し、具体的な援助が行える、また、子育てにかかわる他領域の専門家の役割を理解し、ネットワークづくりができる基礎的能力の育成。5. 性と生殖に関する倫理を踏まえ、思春期を中心とした性教育プログラムを開発し、性の健康相談ができる基礎的能力の育成。6. ライフステージ各期の女性のリプロダクティブ・ヘルスの増進を図るために、相談、教育、援助活動ができる基礎的能力の育成。7. 地域母子保健活動を他職種と連携・協働しながら主体的に実践できる基礎的能力、ならびに政策化のプロセスを理解できる基礎的能力の育成。8. 国内外の母子保健活動を理解し、国際的な視野をもって発展途上国での助産活動に貢献できる基礎的能力の育成。）を掲げ、助産学の理論や実践の学習を通して人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性と卓越した知識と技術をあわせもつ高度な専門職業人の育成を掲げている。

それらは、高度な専門職業人が備えるべき高い倫理観、質の高い助産実践に必要な学識と、その応用能力を涵養することができるような目的になっている。

大学院を開設して 4 年後に助産基礎分野に加えて、新たな分野として助産教育分野が新設された。この分野は、助産師を目指す学習者の教育・指導者の育成をめざして、教育指導の理論と実践の能力を養う課程である。助産教育分野は、助産基礎分野の 8 つの目標に加えて 2 つの教育目標（9. 教育機関ならびに臨床現場において、助産師を目指す学習者に対して、教授学習の理論を踏まえて、学習者が知識と技術を獲得し、それらを実践に向けて統合できるように教育・指導する能力の育成。10. 変動する社会のニーズに合わせて教育の変革を推進する能力の育成。）を掲げた内容になっている。

<根拠>教育目的・目標：履修要項の I-1、目指す助産師像：履修要項の II-8~9

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 1 - 2 - 2

助産専門職大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

<根拠>

助産基礎分野の教育目的・目標に照らし、基礎科目 23 単位、実践専門科目 29 単位、発展・展開科目 5 単位、特別総合研究科目 1 単位に選択科目 3 単位を合わせ、61 単位以上の修得単位数が設定されている。学生は単位の多さや過密さについては、専門職の教育を受ける上での必要性を理解し、学習に取り組んでいる。

カリキュラム編成では、思考力を高め学識を深められるよう順序立てた授業科目が配置されている。発展・展開科目や国際助産活動の選択科目では、少人数のゼミ形式で学習・演習が進められ地域貢献や国際性を意図した教育内容になっている。在籍学生に対する休学・留年者は 6%に留まっている。

教育成果では、助産基礎分野においては、入学時点で助産資格の未修得学生は、修了時には全員が助産師資格を取得して助産師として就業している。さらに、本課程修了後、助産所開設者が 1 名、開業助産所への就職者予定者が 1 名と目的にかなった成果をあげている（根拠：様式 3-表 3①、表 3②）。

また、助産教育分野は、2008（平成 20）年度に開設されたばかりである。修了要件が 61 単位と助産基礎分野と同等であるのに対し、教育期間が 1.5 年に設定されており、教育目標にかなった成果をあげられるかどうか、次回の審査において評価する。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第2章 教育課程

2-1 教育内容

基準2-1-1

高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

<根拠>

助産基礎分野では、理論と実践の架橋を図るために、授業科目は段階的かつ完結的に統合して編成され、基礎科目（概念形成、専門基礎、助産機能）、実践専門科目（マタニティサイクル助産ケア、マタニティサイクル助産ケア実践）、発展・展開科目（発展・展開）、特別総合研究科目で構成されている。専門職の職業倫理は、1年前期に助産師の概念形成の科目で専門家としての倫理的態度を形成する教育内容であり高度な助産実践の教育にふさわしい内容になっている。

助産教育分野では、入学資格に大学卒業であり、かつ助産師免許での実務経験が5年以上と定めがある（根拠：大学院学則）。入学後に学生の実践能力の評価を行った上で、助産教育に特化した発展・助産科目群（発展・展開、助産・看護教育）の7科目と特別総合研究科目を履修し、助産教育課題研究を行うよう教育・指導能力を身につける授業科目が配置されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

<根拠>

助産基礎分野のカリキュラム編成では、学生の履修が基礎的な段階から発展科目へつながるように構成されている。理論においては、概念形成科目や基本的な診断能力、および正常の経過をたどる助産ケア科目に始まり、ハイリスクやウィメンズヘル스에段階的に続いている。その後、発展・展開科目として、子育て支援、性教育、ウィメンズヘルス、国際助産を柱に展開するように構成されている。演習・実習も同様に基礎実習から統合・独立助産実習へと段階的に行われている。

履修は、理論をふまえ、演習、実習と続き、基礎的な科目から独立助産を目指して理論と実践が交互に組み入れられ、系統的に構成されている。

また、助産教育分野の必修科目は、概念形成、助産の専門基礎を含む基礎科目群と助産・看護教育科目である発展助産科目群に加えて、助産教育課題研究となっている。助産の基礎を踏まえた上で、助産教育を深める科目立てとなっている。

助産基礎分野の必修科目 58 単位、選択科目 3 単位以上であり、また、助産教育分野は、必修科目は 57 単位、選択科目は 4 単位以上（様式 3-表 2、）となっている。選択科目が必修科目の割合に対して少なく、選択の幅が狭いので創意工夫が望まれる。（根拠：様式 3-表 2、履修要項の II-10 助産基礎、II-11 助産教育）。

学生には、授業の内容・方法、履修要件等はシラバスを通じてあらかじめ明示され、入学時のガイダンスでも説明されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

<根拠>

助産専門職大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、1 年次では助産基礎分野 35 週（前期 18 週、後期 17 週）、助産教育分野 34 週（前期 15 週、後期 19 週）、2 年次は助産基礎分野 34 週（前期 15 週、後期 19 週）、助産教育分野 15 週（1 年半の課程のため前期のみ）となっている。単位数との関係において、大学設置基準第 21 条（単位）及び第 23 条（1 年間の授業時間）の規定に照らし、個々の学生の履修期間は 35 週の範囲に収められている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-2 教育方法

基準 2-2-1

助産専門職大学院においては、講義・事例検討・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

<根拠>

通常の講義では 40～50 人が受講するが、助産の専門科目では 4～10 人程度の少人数教育のセミナー、教員と学生や学生同士の知識の共有、クリティカルシンキング、事例を用いた検討会等で思考力の強化を促し、相互作用での学習効果を期待した多様な教育方法が用いられている。

実習では、病院に 3～5 人、助産所に 2 人以下の各グループに分かれ、（根拠：様式 3-表 7）プリセプターシップの教育やインターンシップの導入を図り、知識と実践の統合を図る教育が行われている。

講義、演習、実習の教育方法に応じた学生数が、適切な規模に維持されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-2-2

助産専門職大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

<根拠>

授業は、効果的に履修できるよう、グループ討議、ロールプレイ、ミニレクチャー等で学生の主体的学習を促し、臨床現場のリアリティを想起できるよう視聴覚教材を活用し理論と実践の統合を図る授業方法が行われている。授業時間割に関しては、第5時限（16:30-18:00）の授業を入れないようにして、自己学習の時間を確保できるように配慮している。モジュールをもとに、学習ガイドがあらかじめ示されているため、予習復習が効率的に取り組める。

また、授業時間外における学修の充実を図るため、自習室を設け、自己学習時間の確保、週末を含めた図書館の22時までの活用、助産専用の図書館分室を設置し、実習期間中においては図書館分館の24時間活用等の措置が講じられている。

学生の学習上の疑問に対して、授業時間外においては教員へメールや電話等での相談ができるように対策が講じられている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

効果的な履修や授業時間外の学修を充実させるために、図書館を土・日を含め22時までの開館と、助産実習時には24時間開館して理論と実践の統合を図る体制が整備されている。

基準 2 - 2 - 3

助産専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

<根拠>

各年次において学生が履修科目として登録することのできる単位数は、1年間に39単位が上限と定められている。専門職として学修すべき内容は、多岐にわたり修了要件が61単位となっている。これはカリキュラムが過密であることを示しているが、学生の学習支援は手厚く行われている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-3 実習指導体制

基準 2-3-1

助産実習科目の履修については、助産専門職大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

<根拠>

助産実習科目の履修は、実習要項に実習の目的および行動目標、実習方法等を定め、具体的な実習展開が明示されている。実習要項は、あらかじめ教員、学生に配布され、実習施設にも常置され、その内容や方法が周知されている。

1年次前期にマタニティサイクル助産ケア基礎実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（妊娠・分娩・産褥期）を90時間行い、助産過程展開に必要な知識・技術・態度を形成する実習が行われている。後期にはマタニティサイクル助産ケア総合実習Ⅰを270時間実習し、妊娠末期からの継続事例3例を受け持ち、各対象特性に見合ったケアのあり方が学習されている。2年次には助産所において270時間実習し、自律性の高い助産師の熟練した技や、地域活動の実際を学習し助産所管理にも参画されている。2年次後期にはマタニティサイクル助産ケア総合実習Ⅱ90時間で、施設内助産チームにおける、メンバーシップ、リーダーシップ、職業倫理等助産師活動のあり様を学習し、順序性のある実習と評価を通して自己の助産師観の構築が図られている。

実習要項においては、ケア経験の目標値は、1年次に妊娠期25例、分娩介助10例、産褥・新生児期の母子ケア10例、家庭訪問3例、2年次に妊娠期10例以上、分娩介助3例以上、産褥・新生児3例以上、継続事例3例以上と示されている（実習要項：基礎実習、統合実習Ⅰ、独立助産実習より）。つまり、助産師免許未取得者は2年間で分娩介助13例以上が目標値となる。学生の実際の経験例数は2年間で、妊娠期平均90例以上、分娩介助件数は平均17例、産褥・新生児期の母子は平均24組以上、継続事例6例であった。高度な助産実践を行なうために必要な実習目標ならびに目標を達成するための実習内容および方法が具体的に示されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

分娩介助例数の目標値については、助産師国家試験受験資格に必要な分娩介助10例程度に加え、新人研修でさらに10例を重ねることを分娩介助「独り立ち」の目安（平成16年度厚生労働省医療関係者養成確保対策等補助金 看護職員確保対策特別事業-新人助産師研修の充実に向けた研修体制の検討に関する報告書）にしているとの報告もある。したがって、貴大学院が目指している豊かな人間性と卓越した知識と技術とを合わせ持つ高度な専門職業人としての助産師の育成については、これらの報告も参考にして、助産師免許未取得者に対する実習の内容と方法についてより丁寧できめ細やかな教育が望ましい。

基準 2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

<根拠>

入学時点において助産師免許既取得者および看護師免許取得後の実践経験の有無を明らかにし、最初の基礎実習（マタニティサイクル助産ケアⅠ）において、学生個々の思考能力や、コミュニケーション能力、技術レベルが査定され、その後、能力に応じた実習施設が配慮されている。指導体制は、学生の学習段階に応じて、助産ケアの基礎段階から独立開業助産に向けて、施設内外の研修を受講した指導者を配置している。

年 4 回の臨床指導者との臨床指導者会議を開催し、実習目標・方法の確認と実習の評価について確認し、大学との密な連携をとり、段階的に実習が進められている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-3

助産専門職大学院は、実習科目を履修する実習施設に、助産専門職大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する臨床指導者が配置されていること。

<根拠>

臨床指導者は、実習施設に所属する助産師が施設に1名ずつ配置され、基礎実習では7施設に7名、統合実習では6~7施設にそれぞれ6~7名、独立助産実習では9助産所に9名が配置され助産ケアの指導を行っている。臨床指導者は、5年以上の臨床経験を有し、分娩介助件数は100例以上の経験があるものを指定している。特に、独立助産実習に関しては、現役の開業助産所の所長である助産師が指導に当たっている。(根拠：様式3-表6、表7)

さらに、基礎実習、統合実習では実習の全施設に専任教員を配置し、必要に応じて実習指導教員も配置している。また、独立助産実習でも全施設に専任教員が配置されている。

よって、基礎実習、統合実習、独立助産実習において、上級実践を学ぶ上で適切な指導者が配置されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

実習施設に所属する臨床指導者は、各施設に助産師が1名ずつ配置されている。臨床指導者は、5年以上の臨床経験を有し、分娩介助件数は100例以上の経験がある。独立助産実習に関しては、現役の開業助産所の所長である助産師が直接、指導に当たっている。

基準 2 - 3 - 4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

<根拠>

実習施設は、基礎実習では北海道内外の病院において、平均年間分娩件数 500～600 件の 7 施設が選定されている。学生は、各グループ 3～5 名が実習している。統合実習でも基礎実習と同規模の病院、8 施設において、各グループ 3～5 名の学生が実習している。独立助産実習では、北海道外の 9 つの開業助産所、平均年間分娩件数 100 件あるいはそれ以上の施設が選定されている。学生は、各助産所において 1～2 名が実習している。

実習施設については、分娩件数や実習指導体制、学生数に応じて、毎年見直しが行われ、適切な対応である。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2 - 3 - 5

助産専門職大学院では、実習施設および臨床指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

<根拠>

実習施設と年 4 回の臨床指導者会議が開催され、専任教員と臨床指導者の間で情報交換が行われており、5 月は基礎実習（1 年前期）について、6 月は独立助産・統合実習（2 年前・後期）、10 月は基礎実習の評価、3 月は統合実習の評価が実施されている。

また、専任教員が全施設をそれぞれ担当しており、各実習施設に配置され、実習施設に応じて定期的に実習内容の検討が行われている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-6

助産専門職大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

<根拠>

施設の特性を生かして、実習科目の目的に合致した医療・助産活動を行っている実習施設を確保している。実習施設は、基礎実習では北海道内外の病院において、平均年間分娩件数 500～600 件の 7 施設が確保されている。続く統合実習でも基礎実習と同規模の病院、8 施設が確保されている。独立助産実習では、北海道外の 9ヶ所の開業助産所、平均年間分娩件数 100 件あるいはそれ以上の施設が確保されている。

また、産科診療施設の閉鎖にともなう昨今の社会情勢に応じて、実習施設の見直しを毎年行い、実習施設として確保している。(根拠：様式 3-表 6)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

実習施設は、基礎実習では北海道内外の病院において、平均年間分娩件数 500～600 件の 7 施設が選定されている。独立助産実習では、全国から実習の目的を達成するにふさわしい施設が選定され、確保されている。

実習施設については、分娩件数や実習指導体制、学生数に応じて、毎年見直しが行われている。

2-4 成績評価および修了認定

基準2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報と共に学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<根拠>

(1) について、成績評価の基準は、A, B, C, D の評語と評点で表すよう設定され、講義科目の成績は試験、出席状況、学習態度の結果で総合的に判定することがシラバスを通じて学生に周知されている。実習科目の評価は、実習評価項目、実習記録、出席状況を含む学習態度の結果で総合的に判定している。(シラバス参照)

(2) について、成績結果の通知法と、異議申し立て制度が設けられている。さらに、各科目の成績一覧は、科目内会議で担当者間の採点分布のデータが関係教員の間で共有されている。

(3) について、成績評価の結果は学生に伝えられ、必要に応じて成績分布の説明を行なっている。

(4) について、成績評価において、試験の種類（科目履修終了時試験、追試験、再試験）、試験方法があらかじめ示され（根拠：履修要項巻末 p 14）、配慮されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-2

学生が在籍する助産専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該助産専門職大学院における単位を認定する場合は、当該助産専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

<根拠>

助産教育分野の学生は入学後の単位付与として、講義・演習科目 8 科目 9 単位、臨床実践科目 4 科目 12 単位について、修了要件の三分の一(61 単位の内の 22 単位)である。単位を認定する際には、他大学院で既修した科目について、助産専門職大学院の到達目標に照らし合わせた後、単位を認定している。

助産師免許有資格者に関しても、1 年前期に専門基礎科目の基礎実習 I・II・IIIにおいて、本大学院の到達レベルに適合しているか能力を判定した上で単位を認定している。助産基礎成績評価についても、本大学院助産研究科履修規程にもとづき、あらかじめ明示されている方法で、客観的に行われている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-3

助産専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いをすることができる。

- (1) 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
- (2) 教育上有益であるとの観点から、当該助産専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、(1) による単位と合わせて助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

<根拠>

入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、若しくは科目履修生の制度により修得した単位を、15 単位を超えない範囲で履修を認めることができるよう定められている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

<根拠>

教育内容および方法の改善を図るために、科内会議（週 1 回程度）や臨床指導者会議（年 4 回）などの体制が整備されている。

学生および教員によって授業評価が実施され、各教員はその報告書をもとに改善に取り組んでいる。

専門職大学院独自の FD を年 2 回程度計画して研修を実施している。その内容は、「モジュール学習の枠組みと目標」「モジュール学習の作成過程」「モジュール学習の再検討と評価」「助産専門分野担当科目内容の検討会」などの、教育方法と内容の見直しなどに取り組んでいる。その他の FD として、臨床指導者の技術向上を図る「新生児救急蘇生法」を毎年、実施している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

学生による授業評価を教育の改善につなげる仕組みのさらなる充実の為に、学生による授業評価の結果を学生が閲覧できるようにすることも一案である。授業評価の集計結果等を学内 WEB 等により学生に情報公開し、授業改善について返答することが PDCA サイクルを活性化する点からも望ましい。

第3章 入学者選抜

3-1 入学者選抜

基準3-1-1

助産専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、助産専門職大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

<根拠>

入学者選抜については、当該助産専門職大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、選抜の方法等について設定されており、大学案内やカレッジガイド、およびWEB等に明示されている。入学者選抜は、推薦入学試験、一般入学試験（前期・後期）、社会人入学試験（前期・後期）、の3種類5回の多様な選抜試験を実施している（根拠：入試要項、WEB等より）。入試要項確認 受験生の幅広い能力を把握するために、学科試験については（英語・小論文・専門科目）のほかに個人面接を行っており、助産師免許の有無や看護師としての実践経験等、受験生の志望動機や能力を総合的に評価している。学士の学位をもたない受験生に対しては、受験資格の有無を審査するために出願資格認定審査（成績証明書を含む書類審査）を実施しており多様な学生の確保に努めている。

公平性、透明性に関しては、入試・広報委員会が設置され、適切な選抜方針・選抜基準および選抜手続きを規定し、公開している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

入学者選抜において、不合格者からの求めに応じた情報開示システムが入試要項にあらかじめ明示されていないので、公平性・透明性の確保を前提とした入学者選抜に対する信頼をより一層確保するためにも、情報開示のシステムを構築することが望ましい。

基準 3 - 1 - 2

入学者選抜にあたっては、助産専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

<根拠>

選抜試験は、学科試験については（英語・小論文・専門科目）と個人面接試験を行い、適確かつ客観的な評価基準により総合的・客観的に評価されている。個人面接試験は、5項目（志望動機、自己認識、応答性、自己表現、態度）、4段階評価で行われている。入学者選抜の内容、方法はWEB等で事前に公表されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3 - 1 - 3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

<根拠>

入学者選抜の基準は提出書類、小論文、面接結果より判定基準に従って、総合的に評価され、入試・広報委員会の合否案に基づき、教授会で入学者を選抜している。規程に従って実施されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

<根拠>

4人の研究科教員等で入試・広報委員会が運営され、入学者選抜に関する入試判定基準、推薦書、入試科目等の見直しを実施し、改善し、募集要項等に反映している。

さらに、研究科委員会においては、大学院に適した学生を入学者選抜したかどうかを検証するのに、退学や休学者からのトレースバックを行っている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

3-2 収容定員と在籍者数

基準3-2-1

助産専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

<根拠>

これまでの志願者数は30～45人で、このうち合格者は27～37人であり、入試成績の評価を適正に公正な選抜を行っている。しかし、年度別の入学者は開設2年目の34人(定員40人)をピークとして、在籍者数は49～61人(収容定員80人)で推移している。過去3年間の収容定員に対する在籍者の割合は、0.76から0.64へと右肩下がりとなっている(根拠:様式3-表9)。

これに対して、下記のように要因の分析をおこなっている。唯一の助産専門職大学院としての周知状況がまだ十分でないこと、経済的な問題により2年課程の助産師養成施設への進学にブレーキがかかっていること、首都圏を中心に看護系大学院の一専攻として助産専攻が開設されてきていることなどを挙げている。

欠員が恒常的にならないようにその対応として、奨学金の拡充、天使大学の看護栄養学部看護学科からの一定数の入学者の確保、多様な入試選抜方式、助産師の養成課程を設置していない看護系大学との連携、社会人の確保等を考慮した広報戦略を実施している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

過去3年間の在籍者数は収容定員に対して欠員が続いている。中・長期展望に立った、安定した学生数確保につながるような対策を検討することが急務である。実態に即した定員の適正化を含めた抜本的な見直しを行うことが必要である。

第4章 学生への支援体制

4-1 学修支援

基準4-1-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、助産専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

<根拠>

学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果をあげるために、基本理念や目的に照らして、入学から修了まで履修指導や学習相談の助言体制の整備が十分になされている。専任教員は、入学時からメンター制（担当制）をとっており、各教員につき一学年4～5人程度の学生を担当している。実習場ではプリセプター制（臨床指導者による少人数受持ち制）がとられ、施設毎に臨床指導者や臨床指導教員が配置され、個別性に応じた体制が整備されるなど、履修指導が丁寧に行われている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

4-2 生活支援等

基準4-2-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

<根拠>

学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言については、事務局学生課で相談を受ける体制が取られている。大学独自の奨学金貸与・給付制度、学外の奨学金等がある。奨学金を受けている学生の割合は52%となっており、希望者は経済的支援（天使大学奨学金、日本学生支援機構、日本助産師会による奨学金）を受けている（根拠：様式3-表11、表12）。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

<根拠>

学生の健康相談、生活相談のために、保健相談室には保健師1人、学生相談室には臨床経験5年以上の臨床心理士を設置している。

各種ハラスメントの相談等については、キャンパス・ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメントの啓発活動を行っている。

継続してフォローの必要な学生に関しては、プライバシーの保持に努めながら、相談体制をとっていた。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

<根拠>

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、学生ラウンジに各施設からの募集案内資料の掲示や閲覧が行われており、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されている。

学生生活全般の相談はメンターの教員が受けている。その他に、就職相談室には専任の職員を配置し、常時、学生が相談できる窓口を設けている。学生委員会で就職ガイダンスを企画し、相談窓口も設けられ、就職対策講座も行われている。

学生の就職率は100%で、助産師の職種選択もほぼ100%である。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

学生の就職率は100%で、修了後の助産師の職種選択もほぼ100%である。助産の専門家としての進路を選択している。

第5章 教員組織

5-1 教員の資格と評価

基準5-1-1

助産専門職大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

<根拠>

助産教育に携わっている専任教員のうち、実務家教員5名、外国人教員2名であり、それぞれの専門分野や能力、役割に応じた助産教育へのかかわりが行われている。助産研究科、助産専攻の教員組織は、教授9名、講師6名で構成されて、法令上の要件を満たし適切である。大学院の教員の半数以上は教授であるという法令上の要件を満たしている。助産師免許を有している教員は、助産実践と理論にかかわっている。実務家教員は、独立助産実習や助産管理を担当している。教授のうち、助産師免許を有しない教員は、臨床心理士の資格を生かし、カウンセリングを担当している。

助産基礎分野では、基礎科目、実践専門科目、発展・展開科目に、それぞれに学生数の規模に応じて、教育上必要な専任教員が配置されている。

助産教育分野では、助産教育に卓越した教授陣が中心となって科目を担当し、助産教育の理論と実践を教授しており、適切に配置されている。

(根拠：様式3-表14、表18)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準5-1-2

基準5-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者。
- (2) 当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。
- (3) 当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者。

<根拠>

担当する授業科目について、専門分野に応じた適切な臨床経験、教育経験を有する教員が配置されている。助産師としての13～22年以上の臨床経験、および7～40年以上の教育経験を有する高度の技術技能を有している。専任教員は教育上・実践上の実績を有する者で、その担当する専門分野に応じ、優れた知識および経験と高度な技術技能を有し、教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。実務家教員においては、開業助産師としての22年の経験をもち、卓越した助産臨床能力を認められている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

大学教員は、その担当する分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められるものが専任教員として置かれている。理論と実践の架橋を重視する専門職大学院においては、教育水準の維持・向上を図るために、研究に裏づけられた教育を行う必要性がある。したがって、実務家教員を除く専任教員には研究活動を行なうことが求められる。一部の専任教員は、研究業績が十分とはいえない。今後、助産実践や教育内容を改善する研究への取り組みにより、専門分野の能力向上を図り、教育水準を高めるための努力をすることが望ましい。

基準5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<根拠>

助産専門職大学院においては、教員の採用に関しては、「教員採用候補者選考委員会」を設置し、「助産研究科教員選考委員会規定」の選考基準に基づいて、候補者の人格、学位、教育実践、研究実績、実務経験、学会・社会活動等を審査し、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、昇任に関しては、研究科長が昇任候補者に履歴書、教育研究業績書、その他必要な資料を提出させ、学長が特別教授会を招集して「昇任候補者選考委員会」を設定し、審議・決定する方法がとられている。助産専門職大学院においては教育をするに相応しい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

<根拠> 天使大学大学院助産研究科教員の採用及び昇任の専攻に関する内規

天使大学大学院臨床専任教員内規

<評価結果>

評価基準に適合している。

5-2 専任教員の配置と構成

基準5-2-1

助産専門職大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

<根拠>

専門職大学院設置基準において専任教員が15人、その内半数以上が教授であることが求められているところ、教授が9人、講師6人が配置されている。このうち、実務家教員は教授1人、講師4人となっており、助産実践を重視した教育目標の達成するような配置がなされている。さらに、実習指導のための臨床指導教員10人、非常勤24人が配置され手厚い指導が行われている。

実務家教員基本理念に則り高度専門職業人を育成する教育目的の実現に向けて教員数も15人と実践指導を行える教員が配置されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5 - 2 - 2

5 - 2 - 1 で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

<根拠>

助産基礎分野については、専任教員として教育に携わるにあたって、助産師としての 13～22 年の臨床経験、7～40 年以上の教育経験を有する高度の技術技能を有し、特に優れた知識および経験を有する教育上の卓越した指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

助産師免許を有している教員は、助産実践と理論にかかわっている。実務家教員は、独立助産実習や助産管理を担当している。教授のうち、助産師免許を有しない教員は、臨床心理士の資格を生かし、カウンセリングを担当している。

助産教育分野については、4 人の教授が中心になって教育を行い、40 年以上にわたり助産倫理や助産教育の理論や実践を行い卓越した教育能力を有するものが担当している。これらの担当者は学生への教育のみならず、教員への教育や倫理における教育的指導にも携わっている。それ以外は専門分野の教員の業績や臨床経験内容に応じて授業を担当している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5 - 2 - 3

5 - 2 - 1 で規定される専任教員数のおおむね 3 割以上は、助産に関するおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。

<根拠>

専任教員 15 人中 13 人は助産に関し医療機関で助産師としての 13～22 年の臨床経験を有し、実務能力を有する者であり、豊かな実践教育に配慮されている。

また、実務家教員は教授 1 人、講師 4 人であり、実務家教員のうち 2 人は助産師教育の経験者であると同時に、開業助産所の所長として現在、助産ケアに関わっており、高度な実務能力を有している。

助産実践を重視した教育目標を達成するように配置されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第6章 施設、設備および図書館等

6-1 施設の整備

基準6-1-1

助産専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該助産専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

<根拠>

教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、本助産専門職大学院の運営に必要であると考えられる専用講義室2室(135名収容)、演習室6室(84名収容)、実習室1室(40名収容)、学生自習室1室(82名収容)が使用できる。学生自習室は、図書館分館内に82席の利用席を用意し、24時間利用も可能であり、十分である。これらの部屋は、カリキュラム上、空き時間がある場合に、看護栄養学研究科および学部も使用可能であるが、助産専門職大学院の学生が使用する場合は優先的に使用できる。これらの施設は、学生が学内で学修するにあたり、提供される授業に支障なく実施できるように整備されている。

また、学生ラウンジ(72名収容)、ロッカールーム(72名収容)は、他の学生共用であるが、現在の在籍者数に足る十分な数が確保されている。しかし、1学年定員40人であることに鑑みると、学生数に応じた数の増加ができるように配慮する必要がある。

専任教員室は10室有し、そのうち個室が6室、共同4室となっている。個室は、原則として専任教授は1人1室を使用している。教授のうち、外国人教員2人と実務家教員1人は、集中講義を行うなど、常に学内に在駐しているわけではないので、必要時に教員室を確保している。講師6人は、2人ずつ教員室を共有しており、研究・教育活動に支障はない。

教員と学生が面談することができる教員談話室が整備されスペースも確保されている。

事務室については全ての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-2 設備の整備

基準6-2-1

助産専門職大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

<根拠>

助産実習を行うにあたり、分娩介助器械・器具は、学生3~4人に対し1セット、妊婦腹部触診モデル人形、新生児蘇生モデル等は、学生7人に対し1セット、沐浴用具は学生2人に対し1セット確保されている。産道触診シミュレータ、会陰切開シミュレータ、フルターム出産新生児モデルシミュレータ等も整備されており、助産実習を行うにあたり十分な実習器械・器具の整備がなされていると評価できる。

各施設には、教員による教育及び研究、並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器としてのパーソナルコンピュータ、視聴覚機器、複写機、印刷機等が配置されて整備されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-3 図書館の整備

基準6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されていること。

<根拠>

専門図書として図書館分館には2,577冊、国内外の雑誌が28種類ある。また、本館の図書館には、専門図書として12,011冊、雑誌309種類が配置され、電子ジャーナルの導入も積極的に行っている。（根拠：資料3-表21、表22）よって、最新の知識が得られるように、必要な書籍・雑誌が整備されると評価できる。

図書館サービスに関しては、学生の学習および教員の教育研究のために祝日開館を実施し、開館日数を増加させている。助産学生が活用する図書館分館は平日22時まで開館し、実習期間中には24時間利用可能な体制を整えている。24時間警備員を配置する等、セキュリティにも配慮されている。

教員の教育研究並びに学生の学習効果をあげるため必要な設備及び機器として、図書及び資料検索用パソコン、プリンター、複写機等が確保され整備されている。

また、遠隔地の実習においても、各実習場に、図書及び資料検索用パソコン、プリンター、複写機、双方向用の携帯電話等が確保され利用されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

図書館サービスに関しては、通常、開館時間を平日22時までとし、実習期間中には24時間利用可能な体制を整えている。さらに、24時間警備員を配置し、セキュリティにも配慮されている。

第7章 管理運営等

7-1 管理運営体制

基準7-1-1

助産専門職大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

<根拠>

管理運営に関する規程は、法人規程（寄付行為・役員関係、組織、勤務、給与、経理、その他）、大学規程（大学学則、大学運営、人事、教務、学生、付属機関、その他）、大学院規程（学則等、大学院運営、人事、その他）、関連規程、等が整備されている。

大学規程の大学運営には、各種委員会規程（評議会規程、教授会規程、入試委員会規程、広報委員会規程、就職委員会、自己点検評価規程、研究倫理規程等）が含まれている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

7-2 管理運営の仕組み

基準7-2-1

助産専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

<根拠>

運営に関する重要事項を審議する組織として研究科教授会が置かれている。当該教授会は、教育課程、入学、単位および履修方法、課程修了及び学位授与等について審議されている。また、大学全体の教育組織の改編および学部との共通の審議案件については、評議会にて審議されている。さらに、教務委員会では、学生の教育活動が円滑に行われるように、履修要項や実習指導、最終試験等について検討されている。当該研究科は、教員全員が参加し、教育課程・方法等について意見交換を行う科内会議を定例開催している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 7-2-2

重要事項を審議する会議では、助産専門職大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

<根拠>

研究科教授会、特別教授会、教務委員会、入試委員会、科内会議等において、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関し審議されている。教授会成立の構成員数、教員人事など議案による議決数を定めている。

研究科長および各種委員会委員長の任免の手続きが規定されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

実務家教員 5 名のうち 3 名は遠隔地に居住し、助産業務多忙のため、教授会への出席率は 10%程度である。ただし、重要事項を審議する会議等（教育課程、教育方法、成績評価、入学者選抜および教員組織等に関する事項）においては、事前に資料の送付や案件の周知が行われている。今後、WEB 会議等を用いるなど会議への直接参加を促進するシステムの開発が期待される。

第8章 点検・評価

8-1 結果の公表

基準8-1-1

助産専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、当該助産専門職大学院の社会的使命を達成するために教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

<根拠>

2004年および2005年度は年報としてまとめ、この2年分を自己点検評価報告書として2007年12月に公表し、実習病院等に配布している。また、学内LANにも掲示している。2006年度機関別評価を受審するために、2000年から2004年までの自己点検評価を大学全体で行い、同時に専門職大学院の部分の自己点検評価を行い、WEB上で公表している。そして、2008年度に専門職大学院の認証評価を受けるために2004年から2008年春までの過去5年分の自己点検評価をまとめた。これも2009年春に公表の予定である。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

単年度ごとの年報作成が行なわれておらず、WEB等での公表が遅れていることは今後検討することが望ましい。

8-2 実施体制の整備

基準8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適切な実施体制が整えられていること。

<根拠>

助産研究科の自己点検及び評価を行なうにあたり、独自の組織として総務委員会が中心になり、専任教員全員が自己点検結果を評価し、年報にまとめて教職員に配布し、学内LANの掲示板に公開している。よって、適切な実施体制が整えられている。

年報の項目は、教育理念・教育目標・期待される助産師像、教育課程、教員組織、学生支援、学生の受け入れ、社会貢献、学生生活、図書館、情報処理システム、施設設備、管理運営、財務、事務組織、自己点検、教員の個人調書等で構成されている。ほぼ適切な項目が包含されているが、一部に、現状・評価・改善策の項目に統一されておらず、また、教員の中には、一部であるが、教育研究業績の記載に不十分な個人調書として掲示されているものもある。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

自己点検および評価の内容に、部分的に統一されていない項目や、不十分な記載があることから、適切な項目の設定の見直しや、記述の徹底を図ることが望ましい。

8-3 教育活動等の改善に資する体制

基準8-3-1

助産専門職大学院の自己点検および評価の結果は、当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

<根拠>

総務委員会、学生委員会、学術振興委員会等において組織的に、自己点検評価の準備や年報の作成等に取り組んでいる。また、自己点検及び評価の結果を教育内容や方法の改善に活用するため、教員FD、臨床指導者FD・特別講義を年間計画として実施している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

8-4 評価結果の検証

基準8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該助産専門職大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

<根拠>

自己点検評価および第三者評価に関する事項は、総務委員会の所轄事項となっている。今後は大学の職員以外の第三者を加えた中での評価を行うよう検討を進めている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

現時点で、恒常的に評価を受けるシステムがないことから、大学の職員以外の第三者を加えた自己点検や評価の検証を受けるようシステムを整備することが望ましい。

第9章 情報の公開・説明責任

9-1 情報の公表・説明責任

基準9-1-1

助産専門職大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行およびWEBへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

<根拠>

大学院の教育活動状況（WEBを確認）は助産研究科のパンフレットやWEBに掲載され、教育内容について全国に発信している。また、随時開催される公開授業に関しても、WEBや実習施設への案内等を学外に発信し、公表を図っている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

9-2 情報公開のための体制整備

基準9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

<根拠>

情報公開に関し、現在、WEBに関しては看護栄養学部の広報委員会が管理しており、本助産専門職大学院からの委員も加わっており、必要に応じて情報公開に努めている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

天使大学大学院に対する認証評価スケジュール

2008年

- 4月15日 天使大学より 「助産専門職大学院認証評価申請書」 受理
- 6月16日 天使大学へ事前説明（認証評価の概要およびスケジュール等）
- 8月3日 天使大学より 「自己点検評価報告書」 および必要書類の提出
- 8月3日～9月19日 評価チーム会議にて「調査報告書（案1）」 検討
- 9月24日 天使大学へ「調査報告書（案1）」 の送付
- 10月14日 天使大学より 追加資料および質問に対する回答書の提出
- 10月20日～10月21日 天使大学への現地調査実施
- 10月22日～11月20日 評価チーム会議にて「調査報告書（案2）」 検討
- 11月29日 評価委員会にて「調査報告書（案2）」 の検討
- 11月29日～12月13日 評価チーム会議にて「評価報告書（原案）」 検討
- 12月18日 天使大学へ 「評価報告書（原案）」 の送付
（報告書への意見申し立て、事実誤認等の確認）

2009年

- 1月9日 天使大学より「評価報告書（原案）」 についての意見申し立ての返送
- 1月9日～1月19日 評価チーム会議にて「評価報告書（原案）」 修正
- 1月19日 認証評価評議会にて「評価報告書（原案）」 の検討・承認
- 2月13日～2月18日 評価チーム会議にて「評価報告書（原案）」 再検討
- 3月7日 助産評価機構理事会で「評価報告書（原案）」 の検討・承認
- 3月27日 天使大学および文部科学省へ評価結果の公表

天使大学提出資料一覧

1. 自己点検評価報告書
2. パンフレット（大学案内等）
3. 履修要項・授業概要
4. 学内案内図
5. 基準 2-1-1 特別統合課題研究
6. 基準 2-3-4 2007 年度修了生実習経験事例数実績一覧
7. 実習内容一覧
8. 助産研究科大学院生 図書館入館者数
9. 助産研究科授業日程
10. 学校法人天使学園管理運営組織規定
11. 天使大学大学院学則
12. 天使大学大学院助産研究履修規定
13. 図書館利用のしおり
14. 学習ガイド
15. 天使大学大学院学生募集要項
16. 授業評価アンケート報告書
17. 天使大学大学院助産研究科年報（2004～2005）
18. 大学院生「学生生活ガイドブック」
19. 履修モデル
20. 時間割
21. 2008 年度助産研究科年次教育計画
22. 2008 年度天使大学大学院助産研究科学事暦
23. 学校法人天使学園諸規程集
24. 2005 年度実習要綱
25. 2007 年度実習要綱
26. 2004 年度大学院便覧
27. 2005 年履修要項 授業概要
28. 2006 年履修要項 授業概要

【資料1-1】平成20年度専門職大学院評価関連委員会等名簿

特定非営利活動法人日本助産評価機構

役員名簿

平成20年4月1日現在

理事長	恵美須 文枝	母子保健研修センター助産師学校 2年コース教務主任
副理事長	加藤 尚美	(社)日本助産師会専務理事
副理事長	加納 尚美	茨城県立医療大学教授
理事	江角 二三子	(社)日本助産師会事務局長
理事	江藤 宏美	聖路加看護大学准教授
理事	岡本 喜代子	おたふく助産院院長
理事	小田切 房子	前埼玉県立大学短期大学部教授
理事	近藤 潤子	天使大学学長
理事	豊倉 節子	豊倉助産院院長
理事	平澤 美恵子	日本赤十字看護大学教授
理事	堀内 成子	聖路加看護大学教授・学部長
理事	村上 睦子	日本赤十字看護大学教授
監事	竹内 美恵子	(社)日本助産師会副会長
監事	吉羽 真治	吉羽真治法律事務所弁護士

(各五十音順・敬称略)

【資料1-2】

特定非営利活動法人日本助産評価機構
助産専門職大学院認証評価評議会評議員

名簿

平成19年11月1日現在

(助産教育)

恵美須	文枝	日本助産評価機構理事長
濱田	悦子	日本赤十字看護大学学長
堀内	成子	聖路加看護大学教授・学部長

(助産実践)

鈴木	久美子	山梨大学医学部附属病院看護部長
武田	智子	八千代マタニティーセンター 武田助産院院長
福井	トシ子	杏林大学病院看護部長

(有識者)

青野	敏博	徳島大学学長
梶田	叡一	兵庫教育大学学長
高岡	香	保良・高岡法律事務所弁護士

(各五十音順・敬称略)

【資料1-3】

特定非営利活動法人日本助産評価機構
助産専門職大学院認証評価 評価委員会委員

名簿

平成20年4月1日現在

(助産教育)

島田	啓子	金沢大学教授
高橋	弘子	愛知県立看護大学教授
平澤	美恵子	日本赤十字看護大学教授
村上	睦子	日本赤十字看護大学教授 前日本赤十字社医療センター副看護部長

(助産実践)

石川	紀子	総合母子保健センター愛育病院助産師長
武井	恒代	草加市役所健康福祉部医療環境整備室 前草加市立病院看護部長
山田	美也子	なごみ助産院院長

(有識者)

小谷	博子	東京電機大学研究員 育児工学者
白井	千晶	早稲田大学非常勤講師
森谷	直子	読売新聞生活情報部

(各五十音順・敬称略)

【資料1-4】

特定非営利活動法人日本助産評価機構

助産専門職大学院認証評価 平成20年度 評価チーム

名簿

平成20年4月1日現在

認証評価部部长

堀内 成子 聖路加看護大学教授・学部長

(助産教育)

平澤 美恵子 日本赤十字看護大学教授 (主査)
高橋 弘子 愛知県立看護大学教授 (副査)
北川 真理子 名古屋私立大学教授
江藤 宏美 聖路加看護大学准教授

(助産実践)

石川 紀子 総合母子保健センター愛育病院助産師長

(敬称略)

【資料 2】

助産専門職大学院評価基準

I 総 説

1 評価の目的

日本助産評価機構は、助産専門職大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施する。その目的は、日本の助産専門職大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産専門職大学院の個性的で多様な発展に資することである。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 助産専門職大学院の教育活動等の質の保証と向上を図るため、助産専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をする。
- (2) 当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する大学関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該助産専門職大学院にフィードバックする。
- (3) 助産専門職大学院における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担う。

2 評価および評価基準

(1) 評価および評価基準

評価基準は、章、基準、解釈指針で構成している。評価は、9つの章立てに沿い47の基準を満たしているかどうかの評定を行う。

助産専門職大学院全体として本機構の基準に適合しているか否かの評価判定を行う。評価判定の基準は「II 評価基準」に記載のとおりである。

(2) 評価基準の変更手続き

評価基準の変更は以下の手続きに従って行う。

① 公表および意見照会

本機構は、評価基準を変更しようとする場合、その検討段階において、事前に変更案を公表すると共に、評価対象の助産専門職大学院（以下、「評価対象専門職大学院」という。）へ送付して、意見を求めるものとする。

② 文部科学大臣への届出等

本機構は、評価基準を変更しようとする場合、あらかじめ文部科学大臣に届出ると共に、変更後すみやかに評価対象専門職大学院に通知するものとする。

③ 適用時期

変更後の評価基準は、文部科学大臣への届出と共に、評価対象となる助産専門職大学院への通知がなされた年度（毎年4月を始期とし翌年3月を終期とする）の翌年度に、評価対象となる助産専門職大学院が作成する自己点検評価報告書にかかる評価に対して適用される。但し、評価対象となる助産専門職大学院が同意した場合には、繰り上げて適用することが出来るものとする。

3 評価の方法

本機構は、別途定めるところにより、評価基準に従い、評価対象となる助産専門職大学院の教育活動等を評価する（詳細は助産専門職大学院認証評価手続規則参照）。評価対象専門職大学院が作成した自己点検評価報告書、その他、本機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討、および評価対象専門職大学院に関する面談調査、授業・施設の視察および関連資料の閲覧調査等を内容とする現地調査を実施する。

4 評価の実施体制

(1) 体制

本機構は、以下の体制により評価対象となる助産専門職大学院の評価を実施する（詳細は助産専門職大学院認証評価事業基本規則参照）。

① 認証評価評議会

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名（助産教育に従事する大学院教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成される。認証評価評議会は、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する評価対象からの異議の採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行う。

② 評価委員会

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（大学及び大学院助産分野の専任教員4名程度、実務に従事する助産師3名程度、一般有識者3名程度を原則とする）および若干名の幹事により構成される。評価報告書（原案）を作成するほか、認証評価事業の実施に関する事項を決定する。

③ 評価チーム

評価チームは、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成される。評価チームの構成人数は原則として、3名とし、1名は大学院助産分野の専任教員とし、2名は助産師であって大学院で助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者であり、その内1名は主査とし、1名を副査とする。評価チームは、評価対象専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめ、評価対

象専門職大学院に質問事項とともに送付する。その後、現地調査を実施し、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出する。

④異議審査委員会

異議審査委員会は、認証評価評議会を選任した異議審査委員5名で構成される。異議審査委員のうち3名は大学院助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は本機構の副理事長および監事とする。異議審査委員会は、評価報告書（原案）に対し、評価対象から出された異議の申立がなされた場合、その異議についての審査を付託される。異議審査委員会は、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出する。

⑤事務局

評価委員会が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理する。

(2) 利害関係人

認証評価評議会、評価委員会、評価チーム、異議審査委員会および事務局の構成員のうち、評価対象専門職大学院に専任として在職（就任予定を含む）し、または、過去3年以内に所属したことがある者、役員であった者は、当該評価対象にかかる評価に関与することができない。

(3) 守秘義務

本機構、認証評価評議会、評価委員会、評価チーム、異議審査委員会および事務局の構成員は、評価の遂行に関して取得した助産専門職大学院およびその関係者に関する情報について守秘義務を負う。但し、評価の実施・公表のために必要がある場合を除く。

5 評価の周期

(1) 周期と時期

本機構の認証評価を受ける助産専門職大学院は、開設の日から5年以内に評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内毎に評価を受けるものとする。

6 評価報告書とその確定

(1) 評価報告書の作成

本機構は、評価対象専門職大学院の評価結果および理由等を記載した評価報告書を作成する。評価報告書には、必要に応じて、評価対象専門職大学院に対する長所、改善を要する点、改善勧告も記載される。

(2) 評価報告書（原案）に対する意見

本機構は、評価委員会が評価報告書（原案）を作成した段階で、評価対象専門職

大学院に送付し、その意見を求める。

(3) 評価結果に対する異議申立手続

本機構は、評価報告書（原案）を作成し、刊行物やホームページで公表する前に評価対象専門職大学院に送付する。当該助産専門職大学院は、評価報告書（原案）について異議がある時は、本機構が別途定めるところにより、異議を申立てることができる。

(4) 評価結果の確定

評価報告書は、評価対象専門職大学院から評価報告書（原案）について、前項に定める異議の申立がなかったとき、もしくは、異議の申立がなされた場合、それに関する本機構が別途定める手続が終了したときに確定する。

(5) 改善報告

適格認定を受けた評価対象専門職大学院は、評価報告書を受け取ってから、指定された期日までに「改善勧告」および「改善を要する点」についての「改善報告書」を本機構に提出しなければならない。

7 評価結果の通知および公表

本機構は、評価対象専門職大学院について確定した評価報告書を、文部科学大臣に提出すると共に、評価対象の助産専門職大学院に送付し、かつ、刊行物やホームページに掲載し公表する。

8 評価報告書確定後の事情の変更

(1) 変更通知義務

評価対象専門職大学院は、本機構の評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に教育課程又は教員組織に重要な変更があった時は、速やかに変更に係る事項を本機構に通知しなければならない。

(2) 評価報告書への追記

本機構は、前項に規定する通知を受けた場合は、当該助産専門職大学院の意見を聴いた上で、必要に応じて変更前に行った評価に係る評価報告書に、当該事項を付記する等の措置を講じる。

9 年次報告書

変更通知義務に定めるほか、評価対象専門職大学院は、教員組織、収容定員および在籍者数、教育課程および教育方法、修了生の進路および活動状況等、本機構が指定した事項について、年次報告書を本機構に提出しなければならない。

10 評価手数料等

本機構は、評価に関して評価対象専門職大学院の負担する評価手数料等について、別に「助産専門職大学院認証評価手数料に関する規定」に定める。

II 評価基準

1 評価基準の性質および機能

- (1) 評価基準は、学校教育法第 69 条の 3 第 4 項に規定する大学評価基準として策定されたものである。
- (2) 評価基準は、社団法人日本助産師会の「助産師の声明」に定める助産師の理念に基づき、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産専門職の教育活動等を評価するために策定されたものである。
- (3) この評価基準は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）等を踏まえて、本機構が助産専門職大学院の教育活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、助産専門職大学院に必要と考える要件および評価対象専門職大学院の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。

2 評価基準の表現方法

- (1) 評価基準の表現方法は、その内容により、次の 2 つに分類される。
 - ①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
 - ②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」等
- (2) 解釈指針
解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものである。解釈指針は、その内容により、次の 3 つに分類される。
 - ①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
 - ②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例 「・・・に努めていること。」等
 - ③助産専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、「長所」と判断されるもの。
例 「・・・が望ましい。」等

3 適格認定

- (1) 適格認定は、本機構が評価の結果、助産専門職大学院が、評価基準に適合していると認められた場合に与えられる。
- (2) 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。
- (3) 各基準を満たすためには、上記2.(2) 解釈指針の①および②が満たされていなければならない。

第1章 教育の理念・目的

助産専門職大学院の目的は、専門的な助産知識及び、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力を身につけた実践者、あるいは、教育指導者として幅広い教養、豊かな人間性ならびに高い職業倫理等を備えた助産師を養成することにある。助産専門職大学院は21世紀の社会において助産師に期待される役割を十全に果たし、国際的に通用するような人的基盤の確立という重要な使命を担っている。

助産専門職大学院は、この理念・目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。

この章においては、評価対象となる助産専門職大学院の理念として、教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。

助産専門職大学院の理念・目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該専門職大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

1-1 助産専門職大学院の理念

1-1-1

助産専門職大学院においては、その理念を明確に定め、それを教育目的や教育目標として、教育課程に反映していること。

解釈指針 1-1-1-1

助産専門職大学院の理念が明文化されていること。

解釈指針 1-1-1-2

助産専門職大学院の教員は、その理念がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できること。

1-1-2

助産専門職大学院においては、その理念を学内に周知し、学外に公表していること。

解釈指針 1-1-2-1

助産専門職大学院の教職員・学生および学外に対して、その理念はWEB等により知らされていること。

1-2 助産専門職大学院の教育目的

1-2-1

助産専門職大学院においては、その教育目的を明確に定めていること。

解釈指針 1-2-1-1

助産専門職大学院の教育目的が明文化されていること。

解釈指針 1-2-1-2

助産専門職大学院の教育目的は、高度な助産専門職業人が備えるべき高い倫理観、質の高い助産実践に必要な学識とその応用能力を涵養することができるような目的であること。

1-2-2

助産専門職大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針 1-2-2-1

助産専門職大学院の教育の成果は、学生の学業成績および在籍状況ならびに修了者の進路および活動状況を総合的に勘案して判断されていること。

第2章 教育課程

助産専門職大学院の教育課程は、それぞれの助産専門職大学院固有の理念に沿って教育研究活動等を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。

教育課程は、高度の専門性が求められる助産という職業を担うための深い学識および卓越した能力を養えるよう、助産専門職大学院の目的ならびに目標に即して、適切に編成されなければならない。

教育課程の編成にあたっては、助産専門職大学院の目的ならびに教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。

助産専門職大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、助産専門職大学院の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準および方法に基づいて成績評価や単位認定を行う必要がある。

教育目標を達成するために、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導體制を整備するとともに、学生の学修意欲をいっそう促進する適切な履修指導を行う必要がある。

さらに、助産専門職大学院は、教育活動等を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な体制を整備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

2-1 教育内容

2-1-1

高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

解釈指針 2-1-1-1

科目群は、原則として（１）基本助産科目群（２）発展助産科目群（３）その他をさす。

（１）基本助産科目群は、自立して、マタニティサイクルにおける正常とその逸脱を判断でき、ケアに必要な高度な知識と技術を修得するための科目をさし、それらには、ウイメンズヘルスに関する広範な知識の修得、生殖先端医療に伴う生命倫理、遺伝に関するケア能力を修得する科目等を含むこと。（２）発展助産科目群は、高度な助産技術および他職種との協働を含む管理的な能力、あるいは教育指導に携わる能力、応用的・先端的な助産領域に関する内容、国際的な母子保健問題に対応する能力、その他の助産に関する多様な内容の修得科目群であって、基本助産科目群以外のものが助産専門職大学院の理念に基づいて構成されていること。（３）その他は上記以外の科目をさす。

解釈指針 2-1-1-2

専門職業人としての職業倫理に関する授業科目を設けていること。

2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

2-2 教育方法

2-2-1

助産専門職大学院においては、講義・事例検討・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

解釈指針 2-2-1-1

助産専門職大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、基準 2-2-1 に適合する数の学生に対して授業

が行われていること。

解釈指針 2-2-1-2

基準 2-2-1 における「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に挙げる者を含む。

- ① 当該授業科目を再履修している者。
- ② 当該授業科目の履修を認められている対象専門職大学院学生および科目等履修生。

2-2-2

助産専門職大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 2-2-2-1

「授業時間外における学修を充実させるための措置」としては、例えば次に挙げるものが考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであること。
- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- ③ 予習または復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備および図書が備えられていること。

2-2-3

助産専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が1年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

2-3 実習指導体制

2-3-1

助産実習科目の履修については、助産専門職大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

解釈指針 2-3-1-1

実習の具体的な内容や方法が、実習要綱に明文化され、学生と教員の双方に配布され、更に各実習施設にも常置されて、その内容や方法が周知されるよう努めていること。

解釈指針 2-3-1-2

実習要綱は、定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていること。

2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

2-3-3

助産専門職大学院は、実習科目を履修する実習施設に、助産専門職大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する臨床指導者が配置されていること。

解釈指針 2-3-3-1

「臨床指導者」とは、実習施設において学生の臨床指導を主たる業務とする助産師のことをいう。この者には、実習施設に所属する助産師のほか、助産専門職大学院の実務家教員である助産師、助産専門職大学院が必要に応じて採用する非常勤の助産師等が含まれる。

解釈指針 2-3-3-2

「適切な指導能力を有する臨床指導者」とは、適切な指導のために助産師としての実務経験や教育経験等を有し、特に高い倫理観、豊かな人間性をあわせもつ者が望ましい。

2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

解釈指針 2-3-4-1

「実習の目的を達成するにふさわしい数」とは、実習施設で対象となる妊産婦・褥婦・新生児の数の鑑み、実習の到達度が保証される学生の配置数をいう。

2-3-5

助産専門職大学院では、実習施設および臨床指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

解釈指針 2-3-5-1

助産専門職大学院と実習施設の間で実習連絡会議や実習指導者相談会などが組織されており、定期的に公的な話し合いがもたれていること。

2-3-6

助産専門職大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

2-4 成績評価および修了認定

2-4-1

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、成績評価が行われていることを確保するための措

置がとられていること。

(3) 成績評価の結果が、必要な関連情報と共に学生に告知されていること。

(4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 2-4-1-1

基準 2-4-1 (1) における成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 2-4-1-2

基準 2-4-1 (2) における措置として、例えば次のものが考えられる。

① 成績評価について説明を希望する学生に対して、説明の機会が設けられていること。また、そのことがシラバス等に明文化されていること。

② 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 2-4-1-3

基準 2-4-1 (3) にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績分布等に関するデータのことをいう。

解釈指針 2-4-1-4

基準 2-4-1 (4) にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること。また、該当学期の授業につき一定のやむを得ない事情により筆記試験を実施することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について、受験者は不当な利益または不利益を受けることのないように配慮されていることなどを指す。

2-4-2

学生が在籍する助産専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該助産専門職大学院における単位を認定する場合は、当該助産専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

2-4-3

助産専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いをすることができる。

(1) 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

(2) 教育上有益であるとの観点から、当該助産専門職大学院に入学する前に他の大

学院において履修した授業科目について修得した単位を、(1)による単位と合わせて助産専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該助産専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針 2-4-3-1

修了の設定に必要な修得単位数は、助産専門職大学院が適切に設定する。

2-4-4

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD 体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

解釈指針 2-4-4-1

学生による授業評価および教員による授業評価に加えて、就職先等からの評価を実施することが望ましい。

第3章 入学者選抜

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の理念・目的ならびに教育目標を達成することができるよう、適切な入学者選抜の方針を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。さらに助産専門職大学院は、教育効果を高めるために、入学者選抜の方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

3-1 入学者選抜

3-1-1

助産専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、助産専門職大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

解釈指針 3-1-1-1

助産専門職大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者選抜に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針 3-1-1-2

入学志願者に対して、当該助産専門職大学院の理念・目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等について、事前に周知するように努めていること。

3-1-2

入学者選抜にあたっては、助産専門職大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 3-1-3-1

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。

3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

3-2 収容定員と在籍者数

3-2-1

助産専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

基準 3-2-1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の 2 倍の数をいう。また、同基準に規定する「在籍者」には、休学者を含む。

解釈指針 3-2-1-2

在籍者数が収容定員に対して著しい欠員ないし超過になった場合には、かかる状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

第4章 学生への支援体制

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

4-1 学修支援

4-1-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、助産専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

解釈指針 4-1-1-1

履修指導においては、助産専門職大学院が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが

実施されていること。

解釈指針 4-1-1-2

助産の有資格者および未資格者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われていること。

4-2 生活支援等

4-2-1

学生が在学期間中に助産専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-1-1

助産専門職大学院は、多様な措置（奨学基金、修了生等の募金、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていること。

4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-3-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口を設置するなど、支援体制が整備されていること。

第5章 教員組織

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的および教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、助産専門職大学院は、将来にわたり教育活動等を維持するために十分な教育能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。

5-1 教員の資格と評価

5-1-1

助産専門職大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

5-1-2

基準5-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者。
- (2) 当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。
- (3) 当該専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者。

5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

5-2 専任教員の配置と構成

5-2-1

助産専門職大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一および別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

解釈指針5-2-1-1

各教員の担当科目数や担当時間数について、極端な偏りがないよう配慮されていること。

解釈指針5-2-1-2

各教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

5-2-2

5-2-1で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

5-2-3

5-2-1で規定される専任教員数のおおむね3割以上は、助産に関するおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。

第6章 施設、設備および図書館等

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備

するとともに、教育活動等に十分な図書などの資料を整備する必要がある。

助産専門職大学院は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

6-1 施設の整備

6-1-1

助産専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該助産専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-1

教室、演習室、実習室は、当該助産専門職大学院におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質および数が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-2

教員室は、少なくとも各専任教員につき1室が備えられていることが望ましい。非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

6-2 設備の整備

6-2-1

助産専門職大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

6-3 図書館の整備

6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育研究のために、十分に確保されていること。

第7章 管理運営等

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、明文化された学内規程等に従って適切に管理運営を行わなければならない。

管理運営に関する規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、自律性等に十分に配慮しなければならない。

また、助産専門職大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

7-1 管理運営体制

7-1-1

助産専門職大学院の管理運営に関する規程等が整備されていること。

7-2 管理運営の仕組み

7-2-1

助産専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい運営の仕組みが整備され、実施されていること。

解釈指針 7-2-1-1

助産専門職大学院の運営に関する重要事項を審議する会議組織がおかれていること。
助産専門職大学院の運営に関する会議は、当該助産専門職大学院の専任教授により構成されていること。ただし、運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針 7-2-1-2

助産専門職大学院には、運営に関する専任の長が置かれていること。

7-2-2

重要事項を審議する会議では、助産専門職大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜および教員組織等に関する事項が審議されていること。

解釈指針 7-2-2-1

「専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条第 2 項）により助産専門職大学院の専任教員とみなされる者においては、助産専門職大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるように配慮されていること。

解釈指針 7-2-2-2

教学およびその他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の助産専門職大学院固有の専任教員組織による決定が尊重されていること。助産専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。

第 8 章 点検・評価

助産専門職大学院は、それぞれの助産専門職大学院の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、教育研究を適切な水準に維持するとともに、その活動を不断に点

検・評価し、改善・向上に結び付ける必要がある。また、助産専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表しなければならない。

8-1 結果の公表

8-1-1

助産専門職大学院の教育水準の維持向上を図り、当該助産専門職大学院の社会的使命を達成するために教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

8-2 実施体制の整備

8-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針 8-2-1-1

助産専門職大学院には、教育活動等に関する自己点検および評価を行う組織が設置されていること。

8-3 教育活動等の改善に資する体制

8-3-1

助産専門職大学院の自己点検および評価の結果は、当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に活用するために適切な体制が整えられていること。

解釈指針 8-3-1-1

自己点検および評価においては、当該助産専門職大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、その目標を実現するための方法および取り組みの状況等について示されていることが望ましい。

8-4 評価結果の検証

8-4-1

自己点検および評価の結果について、当該助産専門職大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 8-4-1-1

助産専門職大学院の自己点検および評価に対する検証を行う者においては、助産実務に従事し、助産専門職大学院の教育について広くかつ高い見識を有する者を含むことが望ましい。

第9章 情報の公開・説明責任

助産専門職大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

9-1 情報の公表・説明責任

9-1-1

助産専門職大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

解釈指針9-1-1-1

教育活動の状況については、当該専門職大学院の理念、目的、教育課程、教員組織等について公表されていること。

9-2 情報公開のための体制整備

9-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

III 附 則

本評価基準は、平成19年11月20日を制定日とし、本機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた平成20年4月8日を施行日とする。